ガイドライン検討資料



キセラ 川西 せ せ ら ぎ 公 園 利活用ガイドライン

【試行版】



川西市 平成 29 年 3 月



キセラ 川西せせらぎ公園























川 西 市 平成 30 年 9 月

キセラ川西せせらぎ公園利活用ガイドライン【試行版】

目次

‡ t	2ラ川西せせらぎ公園ガイドライン【試行版】について	1
1	キセラ川西せせらぎ公園の概要	2
(1	L)キセラ川西せせらぎ公園とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2	2) 公園の基本情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	キセラ川西せせらぎ公園で「できないこと」	4
3	許可があれば「できること」	5
(1	L) 許可が必要なイベント活動等	5
(2	2) イベント活動等実施の流れ	6
(3	3) その他必要な申請及び届出	7
(4	1) 使用料金 ····································	7
4	イベント活動等における約束ごと	8
5	お問い合わせ	11

キセラ川西せせらぎ公園利活用ガイドライン

目次

キセラ川西せせらぎ公園ガイドラインについて	1
1 キセラ川西せせらぎ公園の概要	2
(1) キセラ川西せせらぎ公園とは ·······(2) 公園の基本情報 ····································	
2 キセラ川西せせらぎ公園で「できないこと」	4
3 許可があれば「できること」	5
(1) 許可が必要なイベント活動等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
(2)イベント活動等実施の流れ	6
(3) その他必要な申請及び届出	7
(4) 使用料金 ····································	7
4 イベント活動等における約束ごと	9
5 お問い合わせ	12

シキセラ川西せせらぎ公園利活用ガイドライン【試行版】について

近年、人々の生活の豊かさがつくり出すまちの魅力に注目が集まるようになってきました。まちの主役は市民です。市民が自分たちのこととしてまちに主体的にかかわり、 誇りや愛着を持ちながら使いこなしていくことで、まちは持続的で地域固有の魅力を育くんでいくことができます。キセラ川西せせらぎ公園は、そのようなまちの魅力を育てていくために、市民とまちをつなぐ場所となることをめざしています。

キセラ川西では、多機能が連携する次世代型複合都市の実現に向けて、地区全体での 快適な環境の形成や地域活力の増進などをめざしたエリアマネジメントが展開されて います。キセラ川西せせらぎ公園は、このエリアマネジメント活動の主な舞台であり、 市民のプログラムやまちづくり活動が行われることで、地区内外にその効果を波及させ ていく場所となるように、計画・設計段階から市民参画のプロセスで整備を進めてきま した。

開園後はいよいよ市民の皆さまによる実際の活動が展開されていきます。本ガイドラインは、市民の皆さまにキセラ川西せせらぎ公園を使いこなしていただき、豊かな暮らしや魅力的なまちを実現していただくことをサポートするために作成したものです。本ガイドラインは平成30年8月31日までの試行版であり、試行期間中の多様な利活用の成果を踏まえ、より実際の利用状況に即した、使いやすいガイドラインへと継続的に改訂を行っていく予定です。

ぜひ、皆さまの活動でキセラ川西せせらぎ公園を魅力的な場所に育てていただくとと もに、キセラ川西はもちろん、川西市全域へ市民がつくるまちの魅力を広げていってい ただけると幸いです。

平成29年3月 川西市



※「キセラ川西」とは、区画整理事業による施行地区のまちの愛称で、輝きや希望を表す「キ」、 まちを象徴するせせらぎの「セ」、都(洛)を想像させる「ラ」を組み合わせたもので、市民 の方からの公募で決定しました。



キセラ川西せせらぎ公園利活用ガイドラインについて

近年、人々の生活の豊かさがつくり出すまちの魅力に注目が集まるようになってきました。まちの主役は市民です。市民が自分たちのこととしてまちに主体的にかかわり、 誇りや愛着を持ちながら使いこなしていくことで、まちは持続的で地域固有の魅力を育 くんでいくことができます。キセラ川西せせらぎ公園は、そのようなまちの魅力を育て ていくために、市民とまちをつなぐ場所となることをめざしています。

キセラ川西では、多機能が連携する次世代型複合都市の実現に向けて、地区全体での 快適な環境の形成や地域活力の増進などをめざしたエリアマネジメントが展開されて います。キセラ川西せせらぎ公園は、このエリアマネジメント活動の主な舞台であり、 市民のプログラムやまちづくり活動が行われることで、地区内外にその効果を波及させ ていく場所となるように、計画・設計段階から市民参画のプロセスで整備を進めてきま した。

開園後は市民の皆さまによる実際の活動が展開されています。本ガイドラインは、市 民の皆さまにキセラ川西せせらぎ公園を利用していただき、豊かな暮らしや魅力的なま ちを実現していただくことをサポートするために作成しました。今後においても、より 使いやすいガイドラインとなるよう継続的に改訂を行っていきます。

ぜひ、皆さまの活動でキセラ川西せせらぎ公園を魅力的な場所に育てていただくとと もに、キセラ川西はもちろん、川西市全域へ市民がつくるまちの魅力を広げていってい ただけると幸いです。

平成30年9月 川西市



※「キセラ川西」とは、区画整理事業による施行地区のまちの愛称で、輝きや希望を表す「キ」、まちを象徴するせせらぎの「セ」、都(洛)を想像させる「ラ」を組み合わせたもので、市民の方からの公募で決定しました。

キセラ川西せせらぎ公園の概要

(1) キセラ川西せせらぎ公園とは

川西市の玄関口である阪急川西能勢口駅やJR川西池田駅から近く、市役所や総合体育館などが集まる市の中心市街地に「キセラ川西」は位置しています。

キセラ川西せせらぎ公園は、キセラ川西におけるシンボルとなる存在であるとともに、 市民が主役の、市民が成長させる、新しい公共空間として、さまざまな使い方ができる 緑のオープンスペースです。

また、キセラ川西では、持続可能かつ環境にやさしいまちをめざして、「キセラ川西 低炭素まちづくり計画」を策定しています。公園を利用する皆さんも、公共交通や自転 車を利用して来園するなど、地球環境にやさしい行動を心掛けましょう。



キセラ川西せせらぎ公園の位置



(1) キセラ川西せせらぎ公園とは

川西市の玄関口である阪急川西能勢口駅やJR川西池田駅から近く、市役所や総合体育館などが集まる市の中心市街地に「キセラ川西」は位置しています。

キセラ川西せせらぎ公園は、キセラ川西におけるシンボルとなる存在であるとともに、 市民が主役の、市民が成長させる、新しい公共空間として、さまざまな使い方ができる 緑のオープンスペースです。

また、キセラ川西では、持続可能かつ環境にやさしいまちをめざして、「キセラ川西 低炭素まちづくり計画」を策定しています。公園を利用する皆さんも、公共交通機関や 自転車を利用して来園するなど、地球環境にやさしい行動を心掛けましょう。



キセラ川西せせらぎ公園の位置

(2)公園の基本情報

【愛 称】 キセラ川西せせらぎ公園(総面積:約2.6ha)

【施設名称】 中央公園(面積:約2.0ha)

せせらぎ遊歩道南線(面積:約0.6ha)



キセラ川西せせらぎ公園 平面図

(2) 公園の基本情報

【名 称】 キセラ川西せせらぎ公園

【所 在 地】 川西市 火打 1 丁目

【面 積】 2.0ha (20,000 ㎡)

【その他】 せせらぎ遊歩道南線(面積:約0.6ha:6,000 m)

平成29年7月8日供用開始



キセラ川西せせらぎ公園 平面図



キセラ川西せせらぎ公園で「できないこと」

市民の皆さんにとって、より良い公園となるために、以下に示されるルールを守っていただきますようお願いいたします。

ただし、許可を受けたイベント活動等においては、できることもあります。(P5 参照)

公園内で自由に「できないこと」

○ 公園施設を壊したり。	傷つけたり.	落書きなどで汚すこと
しとと思いる。これのにつく	一切 ついたりく	一日 じんし くりょしし

- 〇穴を掘ったり、山をつくったり、土地の形状を変えること
- ○公園施設にはり紙や広告を行うこと
- ○他の利用者や周辺施設へ危害を及ぼす可能性があること
- ○木を伐採したり、植物を採取したりすること
- ○鳥や魚などの動物を捕まえたり、傷つけたりすること
- 〇ペットなどの動物の訓練をしたり、放し飼いをしたりすること
- ○生き物を放ったり、植物を植えたりすること (例: 魚を放流したりすること)
- 〇指定された場所以外へ、自動車や自転車で乗り入れたり、停車したりすること
- ○悪臭や煙などが発生するものを、持ち込むこと
- 〇近隣の住民及び施設(マンションや病院など)の迷惑となる大きな音を出すこと
- ○喫煙や火気を使用すること
- 〇ホタルの飛翔時期(5月末~6月上旬ごろ)に、せせらぎ遊歩道周辺を照明などにより明るく照らすこと(ホタルの保護のため)



キセラ川西せせらぎ公園で「できないこと」

市民の皆さんにとって、より良い公園となるために、以下に示されるルールを守っていただきますようお願いします。

ただし、許可を受けたイベント活動等においては、実施することができます。

(P5参照)

#公園内で自由に「できないこと」

- ○公園施設を壊したり、傷つけたり、落書きなどで汚したりすること
- 〇穴を掘ったり、山をつくったり、土地の形状を変えたりすること
- ○公園施設にはり紙や広告を行うこと
- ○他の利用者や周辺施設へ危害を及ぼす可能性があること
- ○木を伐採したり、植物を採取したりすること
- ○鳥や魚などの動物を捕まえたり、傷つけたりすること
- 〇ペットなどの動物の訓練をしたり、放し飼いをしたりすること
- 〇生き物を放ったり、植物を植えたりすること
- ○駐輪場以外へ自転車を乗り入れること
- ○悪臭や煙などが発生するものを、持ち込むこと
- ○近隣の住民及び施設(マンションや病院など)の迷惑となる大きな音を出すこと
- ○喫煙や火気を使用(花火・バーベキュー等)すること
- 〇ホタルの飛翔時期(5月末~6月上旬ごろ)に、せせらぎ遊歩道南線周辺を照明などにより明るく照らすこと(ホタルの保護のため)



許可があれば「できること」

(1) 許可が必要なイベント活動等

キセラ川西せせらぎ公園は、以下の活動について、市の許可を受ければできるように なります。

ただし、活動においては、事故やトラブルなどの防止に万全を期すこととし、万一事故などが発生した場合は、その責任は申請者に帰するものとします。

#許可があれば「できること」

- ○商品を販売すること(フリーマーケット、軽トラ市、カフェ、食のイベントなど)
- ○募金活動を行うこと
- ○商業活動としての写真及び映画撮影を行うこと
- ○有料の催し物を行うこと(コンサート、映画上映、スポーツ教室など)
- ○競技会、展示会、博覧会、集会など集客性が高い催し物を行うこと
- ○公園の全部または一部を独占して利用すること
- ※申請が必要かどうかわからない場合は、市担当課までお問い合わせください。

ただし、以下に該当する内容については、許可できません。

- ○公の秩序又は善良なる風俗を害する恐れがあるもの
- 〇特定の政治団体及び宗教団体等の利益となるもの
- ○集団的・常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になるもの
- ○署名、勧誘、キャッチセールス等の行為があると認められるもの
- ○公園の管理運営上支障があると認められるもの
- ○その他利用を制限することが必要であると認められるもの
- ※未許可の行為、許可を逸脱する行為、禁止行為を行った場合は、過料が発生する場合があります。



許可があれば「できること」

(1) 許可が必要なイベント活動等

以下の活動について、市に申請をし、許可を受ければ実施できます。

ただし、活動においては、事故やトラブルの防止に万全を期すこととし、<u>事故やトラブルが発生した場合は、その責任は申請者に帰するものとします。</u>

⇔許可があれば「できること」

- ○商品を販売すること(フリーマーケット、軽トラ市、カフェ、食のイベントなど)
- ○募金活動を行うこと
- ○商業活動としての写真及び映画撮影を行うこと
- ○有料の催し物を行うこと(コンサート、映画上映、スポーツ教室など)
- ○競技会、展示会、博覧会、集会など集客性が高い催し物を行うこと
- ○公園の一部を独占して利用すること
- ※申請が必要かどうかわからない場合は、市担当課までお問い合わせください。

ただし、以下に該当する内容については、許可できません。

- ○公の秩序又は善良なる風俗を害する恐れがあるもの
- ○特定の政治団体及び宗教団体等の利益となるもの
- ○集団的・常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になるもの
- ○署名、勧誘、キャッチセールス等の行為があると認められるもの
- ○公園の管理運営上支障があると認められるもの
- ○その他利用を制限することが必要であると認められるもの
- ※未許可の行為、許可を逸脱する行為、禁止行為を行った場合は、過料が発生する場合があり ます。

(2) イベント活動等実施の流れ

申請をいただいたイベント活動等は、以下の流れで実施に至ります。活動を考えられている方は、市担当課までお問い合わせください。

1. 事前相談 (開催日の3ヶ月前まで)

お気軽にご相談ください!

○書類の書き方、空き状況、関係機関への申請・届出に関する相談

【提出書類】事前相談書/添付書類

○市担当課より書類確認の通知

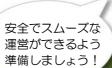


2. 本申請 (開催日の1ヶ月前まで)

○本申請書類の提出

【提出書類】都市公園使用許可申請書/公園使用料減免申請書/ 事前相談時に提出した書類

○使用許可書類の受取



3. 準備 (開催日の 10 日前まで)

○現地確認(安全対策、搬入出、設備などの確認)

4. 活動実施 (開催日の2日前~当日)

- ○設備倉庫の鍵を受取
- ○使用許可書類の持参(都市公園使用許可証/車両進入許可証)
- ○利用状況の記録
- ○当日の問い合わせへの対応
- ○清掃
- ○原状回復後の写真撮影
- ○設備類の返却(鍵は市役所守衛室に返却)



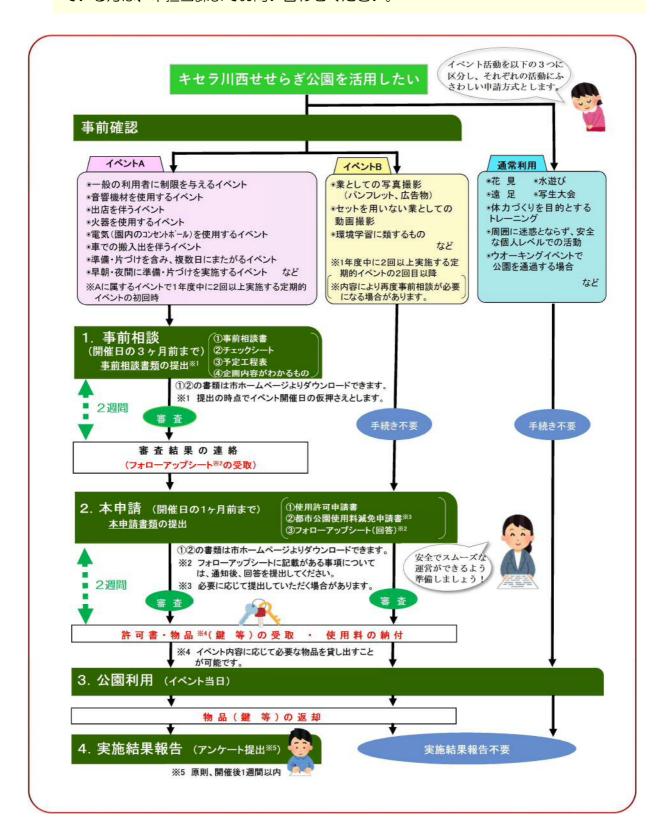
5. 実施結果の報告 (原則開催後1週間以内)

○実施結果の提出(アンケート)



(2) イベント活動等実施の流れ

申請をいただいたイベント活動等は、以下の流れで実施に至ります。活動を考えられている方は、市担当課までお問い合わせください。



(3) その他必要な申請及び届出

イベント活動等の内容によっては、関係機関への申請や届出が必要な場合があります。 申請者は、活動の実施までに調整、届出を済ませてください。

なお、主な窓口は以下のとおりです。

イベント活動等の内容	申請•届出内容	関係機関	電話番号
食品を提供する活動	営業許可申請	伊丹健康福祉	072-785-7463
(商業活動とみなされる場合)		事務所	
食品を提供する活動	臨時出店届	食品薬務衛生	
(商業活動とみなされない場合)		課	
酒類の販売	期限付酒類小売業	西宮税務署	0798-34-3930
(開催期間が7日以内の場合)	免許届出	酒税課	
火気器具等を使用する	露店等の開設届出	川西市南	072-757-1194
露店や屋台などの開設		消防署	
(不特定多数の人が参加するイベント)			
交通渋滞など周辺道路へ影響	事前相談	川西警察署	072-755-0110
が考えられる活動			

[※]内容の詳細は、各関係機関にお問い合わせください。

(4)使用料金

キセラ川西せせらぎ公園では、イベント活動などを通した公園の活性化を図るため、 **平成30年8月31日まで**は試行期間とし、許可を受け期間内に開催するイベント活動 等は、全て使用料を免除します。

なお、川西市都市公園条例に定める使用料は以下のとおりです。

行為	区分	単位	単価	摘要
営業のためのボート	月額	1台	800円	
行商、募金、出店等を行うとき	日額	1 m ²	438円	占用面積
映画等を撮影するとき	日額	1 箇所	5,335円	
業として写真の撮影をするとき	月額	1台	1,334 円	写真機1台
興行を行うとき	日額	1 m ²	36円	占用面積
競技会、展示会、博覧会、集会等を行うとき	日額	1 m ²	5円	占用面積
その他全部又は一部を独占使用するとき	日額	1 m ²	12円	占用面積

備考

- 1 使用の面積が上表に定める単位に満たない場合は、切り上げて計算します。
- 2 使用料の額が、100円に満たない場合にあっては、これを100円とします。

(3) その他必要な申請及び届出

イベント活動等の内容によっては、関係機関への申請や届出が必要な場合があります。 申請者は、活動の実施までに申請・届出を済ませてください。

なお、主な窓口は以下のとおりです。

イベント活動等の内容	申請•届出内容	関係機関	電話番号
食品を提供する活動 (商業活動とみなされる場合)	営業許可申請	伊丹健康	072-785-9437
食品を提供する活動 (商業活動とみなされない場合)	臨時出店届	福祉事務所	(代表)
酒類の販売 (開催期間が7日以内の場合)	期限付酒類小売業 免許届出	西宮税務署	0798-34-3930 (代表)
火気器具等を使用する 露店や屋台などの開設 (不特定多数の人が参加するイベント)	露店等の開設届出	川 西 市南消防署	072-757-1194 (代表)
交通渋滞など周辺道路へ 影響が考えられる活動	事前相談	川西警察署	072-755-0110 (代表)

[※]内容の詳細は、各関係機関にお問い合わせください。

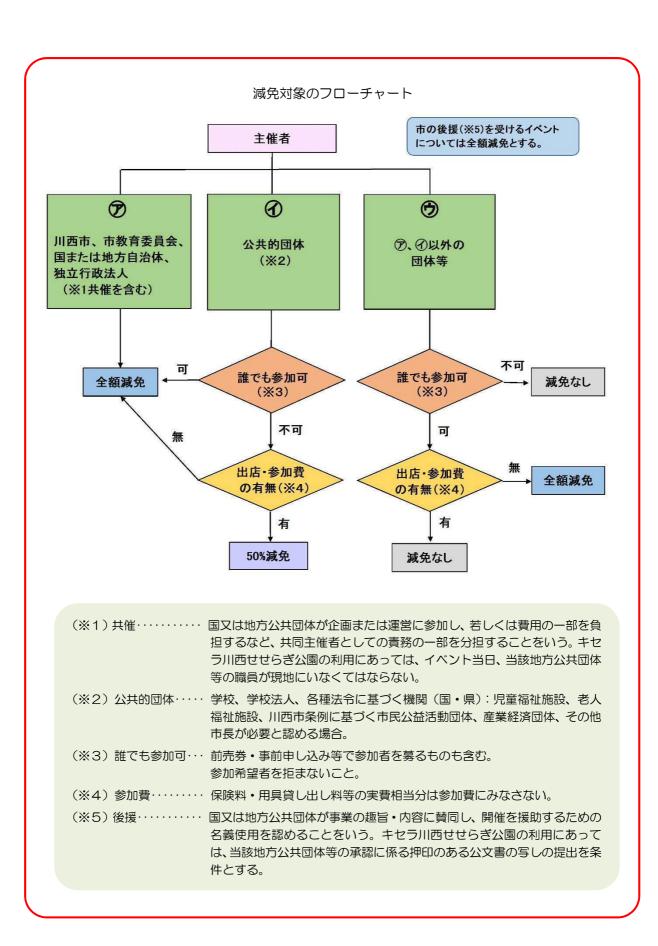
(4)使用料金

川西市都市公園条例に定める使用料は以下のとおりです。

行為	区分	単位	単価	摘要
営業のためのボート	月額	1台	图 008	
行商、募金、出店等を行うとき	日額	1 m ²	438円	占用面積
映画等を撮影するとき	日額	1 箇所	5,335 円	
業として写真の撮影をするとき	月額	1台	1,334 円	写真機1台
興行を行うとき	日額	1 m ²	36円	占用面積
競技会、展示会、博覧会、集会等を行うとき	日額	1 m ²	5円	占用面積
その他全部又は一部を独占使用するとき	日額	1 m ²	12円	占用面積

- 備考 1 使用の面積が上表に定める単位に満たない場合は、切り上げて計算します。
 - 2 使用料の額が、100円に満たない場合にあっては、これを100円とします。

キセラ川西せせらぎ公園では、イベント活動などを通した公園の活性化を図るため、イベントの内容等に応じた使用料金の減免制度を設けています。減免対象については次項のフローチャートに基づき、担当課と協議のうえ決定します。





イベント活動等における約束ごと

許可されたイベント活動等を行っていただく皆さんには、以下に示す項目を守っていただきますようにお願いいたします。

申請者の責務

- 〇イベントに関わる苦情などが出た場合は、申請者が責任を持って対応するものとします。
- 〇イベント中に事故等が発生した場合は、申請者が責任を持って対応するものとし、 人的、物的損害に係る賠償責任は申請者の負担となります。
- 〇公園施設、設備などに損傷・汚損が発生した場合には申請者の責任とし、原状回復 していただきます。
- 〇他の公園利用者の安全・快適な利用を妨げないように配慮するものとします。
- 〇申請者が持ち込んだ機材や備品等は、申請者の責任で管理するものとします。
- 〇申請者は、イベント終了後に、公園を原形に復旧する義務を負うものとします。

利用可能日及び利用可能時間

- 〇原則として、年間を通して利用が可能です。ただし、公園施設の改修などにより、 利用できない場合はこの限りではありません。
- ○公園の利用時間は原則 9 時~17 時半までとします。ただし、その他の時間にイベントを実施する場合は、市担当課と協議をお願いいたします。
- 〇イベント準備については、原則 8 時からとし、撤収についても、原則当日 1 9 時までとします。









イベント活動等における約束ごと

許可されたイベント活動等を行っていただく皆さんには、以下に示す項目を守って いただきますようにお願いします。

⇔申請者の責務

- 〇イベントに関わる苦情などが出た場合は、申請者が責任を持って対応するものとします。苦情などが出た場合には、やむを得ず中止などの対応を求める場合があります。
- 〇イベント中に事故等が発生した場合は、申請者が責任を持って対応するものとし、 人的、物的損害に係る賠償責任は申請者の負担となります。
- ○イベント当日の問い合わせ対応者の明確化を行ってください。
- ○公園施設、設備などに損傷・汚損が発生した場合には申請者の責任とし、原状回復 していただきます。
- 〇他の公園利用者の安全・快適な利用を妨げないように配慮するものとします。
- ○申請者が持ち込んだ機材や備品等は、申請者の責任で管理するものとします。
- 〇申請者は、イベント終了後に、公園を原形に復旧する義務を負うものとします。

● 使用可能日及び使用可能時間

- 〇原則として、年間を通して使用が可能です。ただし、公園施設の改修などにより、 使用できない場合はこの限りではありません。
- ○公園のイベント実施時間は原則 9 時~17 時半までとします。ただし、その他の時間にイベントを実施する場合は、市担当課と協議をお願いいたします。
- 〇イベント準備については、原則 8 時からとし、撤収についても、原則当日 1 9 時までとします。





緊急時に備えた対応

- ○緊急時における緊急車両の動線確保をお願いします。(乗り入れ可能箇所を踏まえ、 緊急車両の乗り入れに配慮した配置計画を行ってください。)
- ○緊急時の来園者の避難経路を確保した配置計画を行ってください。(施設や設備などの設置位置及び来場者滞留スペースの間隔に配慮し、避難動線を確保してください。)
- 〇申請者は、イベント活動における事故、スタッフや来園者のけが等、万一の場合に 備えてください。(レクリエーション保険への加入など)

搬入出動線

- 〇搬入出に伴う公園への車両の乗り入れは、事前に市担当課との調整が必要です。調整後、「車両進入許可証」が発行されますので、搬入・搬出の際には必ず持参し、車両のダッシュボード等、見えるところに置いてください。
- 〇イベント会場設営時には周辺交通事情を考慮し、公園内へ迅速な乗り入れをお願い いたします。
- ○公園内への搬入出車両については指定場所から乗り入れ、荷物の積み下ろし後、速 やかに退出してください。
- ○芝生範囲への車両の乗り入れは禁止します。

🛟 周辺への駐停車・駐輪

- 〇イベント実施中は、周囲の道路への車両の駐停車をしないように、呼びかけをお願いします。
- ○来園者に、公共交通機関利用の呼びかけをお願いします。
- ○交通渋滞など周辺道路への影響が考えられるイベントを実施する場合は、事前に川 西警察署へご相談をお願いします。(P7参照)
- ○決められた場所への駐輪の呼びかけをお願いします。

#警備

- 〇イベント実施時の来園者や通行者の安全性に配慮した警備スタッフを適所に配置 してください。
- 〇機材の搬入出時の安全性確保のため、必要数の警備スタッフを適所に配置してくだ さい。

会場清掃とごみの処理

- ○公園に備え付けのごみ箱はありません。
- 〇周辺施設への影響に配慮し、イベントに係るごみは、外へ持ち出さず、申請者の責任で分別回収し、当日に持ち帰ってください。また、看板などにて来園者への呼びかけを徹底してください。
- 〇イベント内容に応じて、利用区域に留まらず、公園全体及び周辺の清掃を行ってく ださい。
- ○清掃終了後、会場写真を撮影してください。

計車両の乗り入れ

- ○搬入出に伴う公園への車両の乗り入れは、事前に市担当課との協議が必要です。 イベントの実施許可がおりた後、「車両進入許可証」が発行されますので、車両の ダッシュボード等、見えるところに置いてください。
- 〇イベント会場設営時には周辺交通事情を考慮し、公園内への迅速な乗り入れをお願いします。
- ○公園内への搬入出車両については指定場所から乗り入れ、荷物の積み下ろし後、 速やかに退出してください。
- ○車両搬入出の際は周辺利用者の安全に十分に配慮してください。
- ○公園内に乗り入れ可能な車両は、原則 2 t 車までとします。
- ○芝生範囲への車両の乗り入れは、原則禁止します。

♣周辺への駐停車・駐輪

○公園に駐車場はありません。

- 〇イベント実施中は、周囲の道路への駐停車 をしないように、呼びかけをお願いします。
- 〇来園者に、公共交通機関利用の呼びかけを お願いします。イベントチラシ・ポスター を作成する場合は公園までの案内図を挿入 してください。(右図)
- ○交通渋滞など周辺道路への影響が考えられるイベントを実施する場合は、事前に川西警察署へご相談をお願いします。(P.7参照)
- 〇決められた場所への駐輪の呼びかけをお願 いします。



周辺施設への周知

〇イベント活動に伴う騒音や振動などの影響が考えられる周辺施設に対して、市担当 課と確認の上、必要に応じてイベント開催の周知及び確認を行ってください。

会場清掃とごみの処理

- 〇イベント内容に応じては、利用区域に留まらず、公園全体及び周辺の清掃を行って ください。
- ○清掃終了後、会場写真を撮影しておいてください。
- 〇イベント時に伴い発生したごみ(固体、液体)については、申請者の責任で分別回収し、当日に持ち帰るものとします。
- 〇周辺施設への影響に配慮し、イベントに係るごみは、外へ持ち出さず、利用区域内 でごみを処理するよう、看板などにて来園者への呼びかけを徹底してください。

食品の取り扱い

- ○食品を提供するイベント活動を行う場合は、伊丹健康福祉事務所 食品薬務衛生課までご相談・必要手続きを行ってください。(P7参照)
- ○酒類を販売するイベント活動を行う場合は、西宮税務署までご相談・必要手続きを 行ってください。(P7 参照)

火気の取り扱い

〇火気器具等(コンロ、バーナー、ストーブ、発電機など)を使用する方は、川西市 南消防署までご相談・必要手続きを行ってください。(P7 参照)

騒音

- ○病院など周辺施設への配慮をお願いいたします。
- ○商業宣伝を行うために、拡声器を使用することはできません。
- 〇コンサートや音楽会など、音の出る機器の使用や、音を出すことを目的とするイベントを実施する場合は、市担当課と協議の上、指定場所にて騒音測定器による計測をお願いいたします。
- ○苦情などが出た場合には、やむを得ず中止などの対応を求める場合があります。

#警備

- 〇イベント実施時の来園者や通行者の安全性に配慮した警備スタッフを適所に配置 してください。
- 〇機材の搬入出時の安全性確保のため、必要数の警備スタッフを適所に配置してくだ さい。

#緊急時に備えた対応

- ○緊急時における緊急車両の動線確保をお願いします。(乗り入れ可能箇所を踏まえ、 緊急車両の乗り入れに配慮した配置計画を行ってください。)
- ○緊急時の来園者の避難経路を確保した配置計画を行ってください。(施設や設備などの設置位置及び来場者滞留スペースの間隔に配慮し、避難動線を確保してください。)
- 〇申請者は、イベント活動における事故、スタッフや来園者のけが等、万一の場合に 備えてください。(レクリエーション保険への加入など)

4 騒音

- 〇音量について、周辺施設・住宅へ十分配慮してください。
- 〇コンサートや音楽会など、音の出る機器の使用や、音を出すことを目的とするイベントを実施する場合は、市担当課と協議の上、騒音測定器による計測を実施してください。詳細については、市担当課の指示に従ってください。
- 〇近隣対応やボリューム管理について責任をもって適宜対応してください。

周辺への周知

- 〇イベント活動について、市担当課と確認の上、必要に応じてお知らせ文書を配布するなど、イベント開催の周知を行ってください。
- 〇特に大きな音を出すイベントの場合、事前に以下の内容を記載したお知らせ文書を 必要に応じて近隣住戸に配布するとともに、近隣への説明を行ってください。
 - ・「音が発生する時間帯(リハーサルも含む)」
 - 「イベントスケジュール(準備・片付け期間を含む)」
 - •「イベント前日までの問い合わせ電話番号」
 - •「イベント当日、必ず連絡がつく電話番号」



本ガイドラインの内容などのお問い合わせは、下記の市担当課までお願いいたします。

お問い合わせ先

川西市 キセラ川西整備部 キセラ川西推進室 地区整備課

〒666-8501 兵庫県川西市中央町 12番 1号 TEL: 072-740-1207 FAX: 072-740-1330

メールアドレス: kawa0193@city.kawanishi.lg.jp





本ガイドラインの内容などのお問い合わせは、下記までお願いします。

お問い合わせ先

川西市 土木部 キセラ川西推進課

〒666-8501 兵庫県川西市中央町 12番 1号 TEL: 072-740-1207 FAX: 072-740-1330

メールアドレス: kawa<mark>0191</mark>@city.kawanishi.lg.jp





私たちは、ふるさと川西への誇りを胸に、幸せが実感できるまちを つくるため、ここに市民憲章を定めます。

- か 語りあう 未来の希望 あしたの話
- 分かちあう 豊かな自然 住みよいまち
- 担おう 賑わいと発展 清和源氏のふるさと
- 信じよう 平和と共生 育むこころ



キセラ川西せせらぎ公園でのイベント活動等の実施に向け、許可をスムーズに進めるために、以下のチェックシートに実施されるイベントの情報やイベント活動等における約束ごとへの対応についてご記入いただき、必要書類と併せて、市担当課までお持ちください。

■公園使用許可申請に必要となる書類

A 都市公園使用許可申請書、公園使用料減免申請書
B 事前相談書
C イベント活動等チェックシート(本票)
□①イベント概要
□②搬入出動線
□③周辺への駐停車対策
□④警備員の配置
□⑤周辺施設への周知
□⑥会場清掃とごみの処理
□⑦食品の取り扱い
□⑧火気の使用
D 全体配置図(施設や設備など仮設物の配置、歩行者及び緊急車両の動線計画が記載されているもの)
F 行程計画(イベント進備・片づけのスケジュール及びイベント当日のプログラム)

※事前相談の際は、B~Eの書類をお持ちください。

活動内容によって、関係機関に申請が必要な活動
該当するものにチェック々をつけてください。
口食品を提供する活動(商業活動)
口食品を提供する活動(商業活動以外)
口酒類の販売
口火気器具等を使用する露店や屋台などの開設(不特定多数の人が参加)
口交通渋滞など周辺道路への影響



キセラ川西せせらぎ公園でのイベント活動等の実施に向け、許可をスムーズに進めるために、以下のチェックシートに実施されるイベントの情報やイベント活動等における約束ごとへの対応についてご記入いただき、必要書類と併せて、市担当課までお持ちください。

■公園使用許可申請に必要となる書類

- A 都市公園使用許可申請書、公園使用料減免申請書
- B 事前相談書
- C イベント活動等チェックシート(本票)
- D 全体配置図(施設や設備など仮設物の配置、歩行者及び緊急車両の動線計画が記載されているもの)
- E 行程計画(イベント準備・片づけのスケジュール及びイベント当日のプログラム)
- ※事前相談の際は、B~Eの書類をお持ちください。

活動内容によって、関係機関に申請が必要な活動
該当するものにチェック口をつけてください。
□食品を提供する活動(商業活動) □食品を提供する活動(商業活動以外)
口酒類の販売
口火気器具等を使用する露店や屋台などの開設(不特定多数の人が参加)
口交通渋滞など周辺道路への影響



1. イベント概要

主催者									
工涯日	【団体名】								
	【代表者】								
	【住所】								
	【連絡先】	電話				FAX			
		E-mail							
	【当日の責任	£者】							
	【携帯電話習	[문]							
		※当日』	どず連絡が	つく番号を	を記入して	ください			
実施時間	【準備】	平成	年	月	В	時	分 ~	- 時	<u>分</u>
	【実施日時】	<u>平成</u>	年	月	В	時	分 ~	- 時	<u>分</u>
	 【片 づ け】	平成	年	月	В	時	分 ~	~ 時	分
	※スケジュール <i>σ</i> .)詳細は(別紙)行	5程計画に記	入してくた	<i>i</i> さい				
行為の区分	開催するイベ	ントの内容な	が該当する	るものに	チェック	フロをつけ	けてくだる	さい。	
	□ 口行商、募金 □ 二業として写 □ 団競技会、展	真の撮影	会 隹 会	≥ 笙	□興行			1十一空(の)(九 上估田
イベント	※詳細企画内					フIEA風 [®]	沙土叫又	וט פועטאַ	式口区用 <u></u>
内容									
				当	該イベン	/ト開催[]数:() 🛮 🗏
使用範囲	()エレ	リア ※コ	ロア区分	別参図と		
		わかフトミ	- <i>^</i> ;) m²		- / + + + ı	,		
	※使用範囲が	<u>.</u>	_、王仲四 	北直図に	_前の戦し(くに合い	· 1 ₀		
仮設物の設置	(□有 □	無)※仮設物記	受置有の方に	は設置リス	ストを添付	してくださ	<i>-</i>		
配置計画	別紙全体配	置図に記載し	 ってくだる	さい。					



1. イベント概要

主催者	
	【代表者】
	【住 所】
	【連絡先】 電話 FAX
	E-mail
	【当日の責任者】
	【携帯電話番号】
	※当日必ず連絡がつく番号を記入してください
実施時間	【準 備】 <u>平成 年 月 日()曜日 時 分 ~ 時 分</u>
	【実施日時】 <u>平成 年 月 日()曜日 時 分 ~ 時 分</u>
	【片づけ】 <u>平成 年 月 日()曜日 時 分 ~ 時 分</u>
	※スケシュールの詳細は(別紙)行程計画に記入してください
行為の区分	開催するイベントの内容が該当するものにチェック☑をつけてください。
	□行商、募金、出店等 □映画等を撮影 □興行 □競技会、展示会、博覧会、集会等 □その他公園の一部の独占使用
イベント	※詳細企画内容がわかるものを添付してください
内容	
	参加予定人数(当該イベント開催回数:()回目
使用範囲	()エリア ※エリア区分図参照
	() m²
	※使用範囲がわかるように、全体配置図に記載してください。
仮設物の設置	(口有 口無)
配置計画	別紙全体配置図に記載してください。

2. 搬入出動線

() + T = 10 3 to 0 + 177
①車両乗り入れの有無
口有 搬入出車両数(台)※搬入出動線計画は別紙全体配置図に記載してください。
□無
3. 周辺への駐停車対策
①スタッフに対する駐停車禁止の呼びかけ(口有 口無)
②来園者への公共交通機関利用の呼びかけ(口有 口無)
③近隣駐車スペースの確保(口有 口無)
※有の場合は住所と周知方法を記載
住所
周知方法
④警察署への相談(口済 口不要 口相談予定日: 月 日)
 ⑤近隣駐輪スペースの確保(□有 □無)
※有の場合は住所と周知方法を記載
住所
4. 警備員の配置
口有 イベント時(人)/搬入時(人)/搬出時(人)
※警備員配置箇所は別紙全体配置図に記載してください。(イベント時、搬入出時とも)
□無
5. 周辺施設への周知
□有
周知対象
周知方法

2. 搬入出動線

①車両乗り入れの有無	
│ │ □有 搬入出車両数 (台) ※搬入出動線計画は別紙全体配置図に記	載してください。
	#X 0 C \/CCV 16
3. 周辺への駐停車対策	
①スタッフに対する駐停車禁止の呼びかけを行ってください。	□実施します
②来園者への公共交通機関利用の呼びかけを行ってください。	口実施します
③警察署への相談(口済 口不要 口相談予定日: 月 日)	
④近隣駐輪スペースの確保(□有 □無) ※有の場合:台	
※有の場合は住所と周知方法を記載	
住所	
周知方法	
4. 警備員の配置	
口有 イベント時(人)/搬入時(人)/搬出時(人)
※警備員配置箇所は別紙全体配置図に記載してください。(イベント時、搬	みと (人)
□無	
5. 周辺施設への周知	
□有	
周知対象	
周知方法	
□ □チラシ □ポスター □近隣住戸への案内文書 □その他 □ □無	_

6. 会場清掃とごみの処理

①清掃日時 • 時間 	
	<u>分</u>
②清掃範囲(□利用区域のみ □公園全体 □利用区域周辺(清掃範囲:))
③ごみ袋・ごみ箱設置(口有 口無)※有の場合は全体配置図に記載してください。	
④ごみ持ち出し禁止看板等の設置(口有 口無)※有の場合は全体配置図に記載してください。	
7. 食品の取り扱い 	
①食品の取り扱いの有無(口有 口無)	
②健康福祉事務所への申請・届出 口不要 口必要(口済 口届出予定日: 月 日)	
届出先担当者名:(
③酒類の取り扱いの有無(口有 口無)	
④税務署への届出(口済 口届出予定日: 月 日)	
届出先担当者名:(
8. 火気の使用	
①火気使用の有無(口有 口無)	
②消防署への届出(口済 □届出予定日: 月 日)	
届出先担当者名: ())	
9. 騒音	
①音響機材使用の有無 (口有 口無)	
②機材の種類と設置台数 (台) (台)	
(: 台)(: 台)(:	台)
※設置個所・方向を全体配置図に記載してください。	
10. その他	
※何かあればご記入ください。	
NIEW WILLIAM INCOMENTATION IN THE PROPERTY OF	

6. 会場清掃とごみの処理

①清掃日時•時間
 ②ごみ袋・ごみ箱設置(□有 □無)※有の場合は全体配置図に記載してください。
③ごみ持ち出し禁止看板等の設置(口有 口無)※有の場合は全体配置図に記載してください。
7. 食品の取り扱い
①食品の取り扱いの有無(口有 口無)
②健康福祉事務所への申請・届出 口不要 口必要(口済 口届出予定日: 月 日)
③酒類の取り扱いの有無(口有 口無)
④税務署への届出 □不要 □必要(□済 □届出予定日: 月 日)
8. 火気の使用
①火気使用の有無(口有 口無)
②消防署への申請届出 口不要 口必要(口済 口届出予定日: 月 日)
9. 騒音
①音響機材使用の有無 (口有 口無)
②近隣対応やボリューム管理について責任をもって適宜対応してください。 口対応します
※設置個所・方向を全体配置図に記載してください。
10. その他
※何かあればご記入ください。

